
告

示

高知県告示第560号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの間に県が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理（以下「清掃等」という。）の業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和8年9月15日

高知県知事 濱田 省司

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、令和8年9月1日（以下「審査基準日」という。）において県内に事務所又は営業所を有する者で、1に定める資格審査事項により審査し、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとす。ただし、審査基準日において、2の（1）から（7）までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格の審査を受けることができない。

1 資格審査事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 審査基準日の直前2年以上の期間事業を継続している者にあつては直前2年の、1年以上2年未満の期間事業を継続している者にあつては直前1年の各事業年度における建築物等の清掃等の業務の受託実績により算出した年間平均受託実績
- （2） 審査基準日の前日における営業年数
- （3） 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人にあつては純資産の額を、個人にあつては次年繰越しの純資本金の額をいう。）
- （4） 審査基準日の前日における清掃等の業務に従事する従業員数
- （5） 清掃の業務のうち建物清掃にあつては、審査基準日の前日における営業所の建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録の有無
- （6） 審査基準日の直近決算における経営比率
 - ア 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものの）
 - イ 自己資本比率（純資産の額を総資産の額で除して得た数値を百分比で表したものの）
 - ウ 売上高経常利益率（経常利益の額を売上高の額で除して得た数値を百分比で表したものの）

2 次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格

を有しない。

(1) 精神の機能の障害により競争入札を適正かつ確実に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者

(5) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの

エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

コ アからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団

又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(6) 審査基準日の前日までに納期限の到来した県税又は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。

(7) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者

第2 資格審査の申請の時期、方法等

1 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を令和8年10月1日（木）から同月30日（金）までの間に知事に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。

(1) 登記事項証明書（個人にあつては、営業を行っていることを確認することができる書類及び市町村長が発行した身分証明書並びに申立書（知事が別に定める様式による。））

(2) 営業経歴書（知事が別に定める様式による。）

(3) 受託業務実績調書（知事が別に定める様式による。）

(4) 県税に係る納税証明書（審査基準日の前日までに納期限の到来した県税について滞納がないことが分かる証明書。ただし、申請書において県税の完納情報の提供に係る同意をした場合にあつては、当該県税に係る納税証明書を除く。）

(5) 消費税等に係る納税証明書（審査基準日の前日までに納期限の到来した消費税等について滞納がないことが分かる証明書）

(6) 財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前2事業年度分のもの）

- (7) 清掃の業務のうち建物清掃の資格審査を受けようとする場合において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けていることを証する書面の写し
- (8) 警備の業務（駐車場整理の業務を含む。）の資格審査を受けようとする者にあつては、警備業法（昭和47年法律第117号）第6条第1項の標識の写し
- (9) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（知事が別に定める様式による。）
- (10) 役員等名簿及び照会承諾書（知事が別に定める様式による。）
- (11) (1)から(10)までに掲げる書類のほか、知事が特に必要があると認める書類

第3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、知事が競争入札に参加する資格を有すると認めた申請者に対しては、競争入札参加資格決定に係る通知を行うこととし、高知県総務部管財課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110000/110801/>）に登載することをもって当該通知に代えるものとする。

第4 申請書及び添付書類の記載事項の変更届

申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 本社又は本店の所在地
- 3 県内の事務所又は営業所の名称又は所在地
- 4 法人にあつては役員の氏名、個人にあつてはその者の氏名

第5 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、令和9年4月1日（競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定する日が同月2日以降の日になるときにあっては、当該決定する日）から令和12年3月31日までとする。

第6 有資格者の追加登録

有資格者の競争入札参加資格者登録名簿への追加登録（以下「追加登録」という。）は、令和9年4月1日（木）から随時行うものとする。ただし、追加登録の日は、知事が特に認める場合を除き、申請書を受理した月の翌々月の初日とする。

また、追加登録において審査基準日に相当する日は、資格審査の申請があった月の前月の初日とする。

第7 資格の取消し

知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の2の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき。

2 申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第8 指名停止等

知事は、有資格者について、業務に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、指名停止又は指名不選定とすることがある。

告 示

- 令和9年度から令和11年度までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等
- （管 財 課）